



3歳児クラスから5歳児クラスの保護者の皆様へ

3歳児クラス以上の子どもの保育料（給食費を除く）は、無料です

認定区分	施設の種類	無料となる期間
1号認定	・幼稚園 ・認定こども園 (教育利用)	・満3歳になった <u>翌月から</u> 小学校入学前まで ※満3歳になった翌月から1号認定となりますので、その時期に合わせた無償化の期間になります。
2号認定	・保育所 ・認定こども園 (保育利用)	・満3歳になった <u>次の4月から</u> 小学校入学前まで

※ 給食費のほか、延長保育利用料金、行事参加費、通園送迎費等は無償化の対象となりません。

給食費は、無償化の対象外です

★ 給食費のうち、副食費（おかず、おやつ代等）は免除の規定があります。（下記表参照）

<1号認定> 幼稚園・認定こども園(教育利用)

階層区分		第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
第1	生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
第2	住民税非課税世帯	免除	免除	免除	
	ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
第3	市民税所得割額77,100円以下	免除	免除	免除	
	ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
第4	市民税所得割額211,200円以下	○	○	免除	小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから順にカウント
第5	市民税所得割額211,201円以上	○	○	免除	

<2号認定> 保育園・認定こども園(保育利用)

階層区分		第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
第1	生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
第2	住民税非課税世帯	免除	免除	免除	
	ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
第3	市民税所得割額48,600円未満	免除	免除	免除	
	ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
第4	市民税所得割額57,700円未満	免除	免除	免除	
	77,100円以下のひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
第5	市民税所得割額97,000円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
第6	市民税所得割額169,000円未満	○	○	免除	
第7	市民税所得割額301,000円未満	○	○	免除	
第8	市民税所得割額397,000円未満	○	○	免除	
第8	市民税所得割額397,000円以上	○	○	免除	

※ 副食費は、各施設が設定した金額を各施設へ直接お支払いいただきます。納付方法などは、各施設にお問い合わせください。

※ 主食費については、免除の規定はありません。

